

四日市市告示第 2 4 9 号

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定介護予防支援事業所の指定等に必要な書類に関する要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後

（登録申請の提出書類）

第 2 条 規則第 2 条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の書類を添付するものとする。

（1）地域包括支援センターが申請する場合

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 3 3 1 号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）に規定する付表第二号（十二）、指定介護予防支援事業所に勤務する保健師・地域保健等に関し経験のある看護師、介護支援専門員一覧（付表 1—1）、その他登録申請に添付が必要な書類（別表 登録申請に係る添付書類一覧）

（2）居宅介護支援事業所が申請する場合

厚生労働大臣が定める様式に規定する付表第二号（十二）、その他登録申請に添付が必要な書類（別表 登録申請に係る添付書類一覧）

別表（要綱第 2 条関係）

指定介護予防支援事業所指定申請に係る添付書類一覧

| 番号 | 添付書類 |
|----|-------------------|
| 1 | 登記事項証明書又は条例等 |
| 2 | 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 |
| 3 | 平面図 |
| 4 | 運営規程 |

| | |
|---|-----------------------------------|
| 5 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 |
| 6 | 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容 |
| 7 | <u>誓約書</u> |
| 8 | <u>介護支援専門員の氏名及びその登録番号</u> |
| 9 | <u>その他指定に関し市長が必要と認める事項を証する書類</u> |

改正前

(登録申請の提出書類)

第2条 規則第2条の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の書類を添付するものとする。

(1) 介護予防支援事業所に係る指定の申請

指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項(付表1-1)、指定介護予防支援事業所に勤務する保健師・地域保健等に関し経験のある看護師、介護支援専門員一覧(付表1-2)

(2) その他登録申請に添付が必要な書類(別表 登録申請に係る添付書類一覧)

別表 (要綱第2条(2)関係)

指定介護予防支援事業所指定申請に係る添付書類一覧

| 番号 | 添付書類 |
|----|--|
| 1 | <u>申請者の登記事項証明書又は条例等</u> |
| 2 | 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 |
| 3 | <u>事業所の平面図</u> |
| 4 | 運営規程 |
| 5 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 |
| 6 | 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容 |
| 7 | <u>介護保険法に定められた違反要件等に該当しないことを誓約する書面</u> |
| 8 | <u>その他指定に関し市長が必要と認める事項を証する書類</u> |

付表 1 - 1 を削る。

付表 1 - 2 を次のように改め、同様式を付表 1 - 1 とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)